

マンションネット情報

令和8年度(No.2号)5月発行

無駄を省く管理組合の経営改善を進めましょう！ NPO 北海道マンションネット事務局編集

災害に備える No2

冬期・暖房シーズンになりますと全国で火災が多発し、多くの方がなくなっています。火災報知器設置の有無で被害（死傷者）に大きな違いがありますので、火災報知器の設置と点検には万全を期したいものです。

札幌市の令和6年度の消防統計（下図）によりますと、住宅用火災報知器の設置を要する建物の火災発生件数は86件で、「設置有りが31件」、「設置無しが55件」、また、死者数も「設置ありが5件」、「設置無しが9件」と設置無しが倍近い数字になっています。未設置の住宅が多いのに驚きです。

2-4 住宅用火災警報器の設置を要する建物

2-4-1 火災種別（焼損程度）

各年中

年次	建物火災													延焼拡大率（%） <small>注）</small>	
	住宅用火災警報器の設置を要する建物											設置有	設置無		
	火災種別（焼損程度）													設置有	設置無
	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有		
令和元年	285	94	35	59	1	6	3	9	13	15	18	29	11.4	25.4	
2年	259	70	27	43	-	5	1	7	7	13	19	18	3.7	27.9	
3年	274	97	32	65	3	15	2	8	4	15	23	27	15.6	35.4	
4年	282	95	32	63	2	10	5	11	8	10	17	32	21.9	33.3	
5年	286	103	34	69	-	13	4	7	10	18	20	31	11.8	29.0	
6年	308	86	31	55	-	7	1	10	12	13	18	25	3.2	30.9	

注）延焼拡大率とは、全焼及び半焼が占める割合を示す。

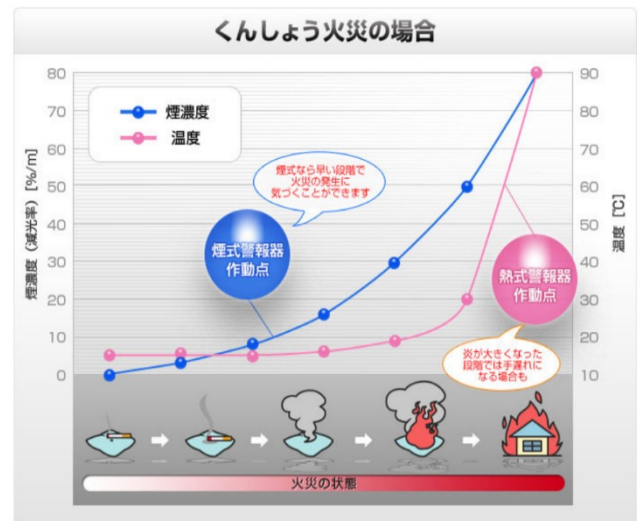
2-4-2 死傷者及び損害

各年中

年次	住宅用火災警報器の設置を要する建物の死傷者数・損害															
	死者数						負傷者数		焼損床面積				損害額 (千円)		一件当たりの 損害額	
	逃げ遅れ				高齢者				焼損床面積 (㎡)		一件当たりの 焼損床面積					
	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有	設置無
令和元年	1	6	1	6	-	4	10	9	566	929	16.2	15.7	24,035	54,040	686.7	915.9
2年	1	5	-	5	-	4	5	22	112	844	4.1	19.6	11,074	63,050	410.1	1466.3
3年	3	10	2	9	1	8	9	21	322	2,292	10.1	35.3	23,635	202,272	738.6	3111.9
4年	7	12	6	11	4	11	8	13	585	1,560	18.3	24.8	36,693	118,557	1146.7	1881.9
5年	1	7	1	7	1	6	7	20	208	2,001	6.1	29.0	34,368	156,584	1010.8	2269.3
6年	5	9	2	7	1	5	9	17	232	1,204	7.5	21.9	32,020	91,728	1032.9	1667.8

住宅用火災警報器には、煙式（光電式）のものと熱式（定温式）のものがあり、作動方式は、火災を感知した1台のみで警報が鳴る単独型・ほかの部屋の火災警報器でも警報が鳴る連動型の2種類があります。家の部屋数・間取りなどに合わせて選びましょう。

煙式（光電式）煙が住宅用火災警報器に入ると音や音声で火災の発生を知らせます。火災時には熱よりも煙の方が先に発生するため、火災の早期発見のためには、熱式より煙式のものの方が有効です。（右図）住宅への設置が義務付けられているのは煙式の住宅用火災警報器です。寝室や階段室には熱式ではなく、煙式のものをご設置してください。煙式の警報器は、調理時の湯気や煙などで警報を出す場合がありますので注意が必要です。



熱式（定温式）の火災警報器

周辺温度が一定の温度に達すると音や音声で火災の発生を知らせます。キッチン・台所など湯気や煙が出やすい場所に設置することができます。

住宅用火災報知器の設置義務は、新築は2006年6月から既存住宅は2011年6月から義務化されています。

住宅用火災報知器の更新は10年ですので、2006年以降に設置した住宅は本年2回目の更新時期になりますので計画的な更新が望まれます。

私の居住するマンション（1996年6月竣工133戸）は、12期となる2008年に自動火災報知器の設置されていない住戸に、管理組合経費で住宅用火災報知器499個を設置し、22期の2018年には更新しています。現在30期ですので2年後に更新を予定しています。また、住宅用火災報知器は法定点検の消防設備点検では点検しませんので、個人での点検が必要です。点検は機種により、紐を引くタイプとボタンを押すタイプがありますが簡単ですので、年1回は点検し、火災災害に備えてください。

（理事 佐藤 薫）

ホームページをリニューアルしました！

5月より新HPとしましたのでご一読下さい

2026年度 マンションネット第23回定期総会のご案内

- ・とき **5月17日**(日) 14時00分～15時00分(受付:13時30分～)
- ・ところ 札幌市資料館(中央区大通西13丁目) 2階会議室

詳細、議案書等は4月下旬～5月上旬に郵送しますので宜しくお願い致します

2026年度 マンションネットセミナーの予報

会場予約のため、年内のセミナー日程を確定しましたのでお知らせします。

6月20日(土)	マンション総合保険と個人加入の保険との関係	泉 輝彦
7月18日(土)	マンション管理について	丸山 肇
9月11日(金)	意見交換会・対話会	佐藤 慎二
10月16日(金)	判例・法律関係	石川 和弘
12月12日(土)	判例・法律関係	田中 康道

6月20日の第1回セミナー以外、内容や講師の入替・順番の入替が有るかも知れませんが、ご容赦ください。

共同購入についてはホームページをご確認下さい

- LED照明器具他
- 灯油共同購入
- 灯油地下タンクの点検・
検査・洗浄・ライニング工事・取替等
- 消火器共同購入

特定非営利活動法人 北海道マンション管理問題支援ネット

住所：札幌市中央区北1条西15丁目1番地3（大通ハイム707号）

電話：011-624-6964 Fax：011-624-6947

E-mail：mail@h-mansion-net.conohawing.com

<https://北海道マンションネット.online>